### 平成19年8月9日

八都県市同時発表 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

## 「地球温暖化防止対策の推進に関する要望」の実施について

地球温暖化は、自然の生態系や人類に与える影響の大きさや深刻さからみて、 人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題とされています。

わが国では、行政、事業者、住民等が総力をあげて年々増加傾向にあるエネルギー消費量の削減に取り組んでいますが、とりわけ京都議定書の約束期間の開始を来年に控え、温室効果ガス削減目標の達成のためには、削減対策の一層の推進が必要となっています。

そこで、八都県市首脳会議(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)では、国の関係各省庁に対して、京都議定書目標達成計画に基づき、対策を着実に実施するとともに、より実効性のある地球温暖化防止対策の推進にあたり、所要の措置を講じられるよう、要望を実施します。

1 実施時期 平成19年8月9日(木)

2 要望先 環境省、総務省、農林水産省、林野庁、経済産業省、

資源エネルギー庁、国土交通省

3 要望内容 別添要望書のとおり

(問い合わせ先) 八都県市担当

# 地球温暖化防止対策の推進に関する要望書

平成19年8月 八都県市首脳会議

#### 地球温暖化防止対策の推進に関する要望

平成19年8月9日

地球温暖化は、自然の生態系や人類に与える影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題とされています。

とりわけ京都議定書の約束期間の開始を来年に控え、地球温暖化対策の加速化等が 求められている中、地方自治体や地域などにおいても、地球温暖化対策の一層の強化 が求められています。

世界有数の人口と産業が集中し、大量にエネルギーを消費し、二酸化炭素を排出している八都県市においては、自ら率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球温暖化防止キャンペーンを実施し、住民、事業者に対しても、排出抑制に向けた自発的な取組を促すよう普及啓発に努めています。

つきましては、国においては、京都議定書目標達成計画に基づき、対策を着実に 実施するとともに、より実効性のある地球温暖化防止対策の推進にあたり、所要の 措置を講じられるよう別紙のとおり要望します。

### 八都県市首脳会議

座 長 千葉県知事 堂 本 暁 子

埼玉県知事 上 田 清 冒 東京都知事 石 原 慎太郎 神奈川県知事 松沢成文 横浜市長 中 田 宏 川崎市長 阿部孝夫 千葉市長 鶴 岡 啓 一 さいたま市長 相川宗一

- 1 実効性ある温室効果ガス削減対策の推進について
- (1) 京都議定書において我が国に義務づけられた温室効果ガス削減目標を達成するため、削減の取組が促進されるような経済的手法や、削減義務・排出権取引(キャップ&トレード)の導入等による規制的手法を含め、具体的な削減方策を定めたガイドラインを策定するなど確実な排出削減に向けた手段を明示し、実効性ある対策を早期に実施すること。

また、環境税については、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら、導入に向けた検討を進めること。

- (2) 地方自治体における総合的かつ計画的な削減対策を推進するため、財源移譲等の抜本的な財源確保のための措置を講じること。
- (3) 「地球温暖化防止大規模『国民運動』推進事業」における普及啓発活動は、 その普及効果を高めるため、地域の状況を踏まえ地域と連携・協働して実施する こと。
- (4) 地域特性を踏まえた、地域ごとの施策の充実強化を図るため、その基礎となる 温室効果ガス排出量の推計に必要な県域・市町村域ごとのエネルギー消費量等の 統計データの整備、地域におけるエネルギー消費の実態把握に必要な事業者等に 関する情報の開示を進めること。
- (5) エアコン等の家電製品について、エネルギーの使用の合理化に関する法律の 基準値を強化するとともに、目標達成期間の短縮により、エネルギー効率の一層 の向上を図ること。

また、家電製品の統一省エネラベルについて、省エネ型製品の普及を一層図るため、エネルギーの使用の合理化に関する法律において表示を義務化すること。

(6) 京都議定書に定める第一約束期間以降も含めた長期的視点に立った京都議定書 目標達成計画の評価・見直しを徹底して行い、実効性のある方策を着実に推進す ること。

- 2 再生可能エネルギー等の普及拡大について
- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大を急速に進めるため、電気事業者による新 エネルギー等の利用に関する特別措置法において、長期導入目標を設定するとと もに、2014年までの目標を大幅に引き上げること。
- (2) 電気の需要者が、電気事業者の温暖化対策への取組状況を踏まえて、電気を 購入できるようにするため、すべての電気事業者について、CO2 排出係数や再生 可能エネルギー導入状況等を公表すること。
- (3) 風力発電施設や太陽光発電施設等の導入に対する補助制度等の拡充を図ること。
- (4) バイオ燃料等新エネルギーの技術開発や導入に対する支援の拡充を図ること。
- (5) エネルギー効率の向上、コストの低減化に向けた技術開発を促進するほか、新技術の実用化に向けた研究開発を進めること。
- 3 森林等の吸収源対策の推進について
  - 二酸化炭素の吸収源対策としての森林や緑地の整備に向けた補助制度等の拡充と ともに安定的な財源の確保を図ること。